

○佐久市立国保浅間総合病院乳幼児保育制度実施規程

平成17年4月1日訓令第39号

佐久市立国保浅間総合病院乳幼児保育制度実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐久市立国保浅間総合病院（以下「病院」という。）の福利厚生の一環として、職員の保育に欠ける乳幼児を保育し、勤務の便宜を図るため、病院に乳幼児保育施設（以下「乳幼児保育所」という。）を併設することに関し必要な事項を定めるものとする。

(入所児童)

第2条 乳幼児保育所に入所することができる乳幼児は、次の各号のいずれにも該当する者のほか、院長が必要と認める者とする。

(1) 生後56日から3歳未満の乳幼児であること。

(2) 身心ともに健康であること。

(開所日及び時間)

第3条 乳幼児保育所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日 日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までの日を除く日

(2) 開所時間 午前7時50分から午後6時15分まで

(入所手続)

第4条 乳幼児保育所に乳幼児の入所を希望する保護者は、乳幼児保育申請書（様式第1号）を院長に提出しなければならない。

2 院長は、この申請書を受理し、入所の可否を決定したときは、乳幼児保育決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(保育料)

第5条 乳幼児保育料は、別に定めるものとし、保育を行った月の翌月末日までに、病院総務課へ納付するものとする。

(食費)

第6条 食費は、院長が別に定める。ただし、1歳未満児についての主食は、保護者が持参するものとする。

(健康管理)

第7条 保育士は、院長及び上司の命を受け、乳幼児の健康管理に細心の注意を払い、負傷、り病等の防止に努め、異状があるときは、保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(退所)

第8条 院長は、乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、退所させることができる。

(1) 病気その他の理由で、他の乳幼児の保育を阻害するおそれのある場合

(2) 保育を必要としなくなった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、保育の継続が不相当と認める場合

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の浅間総合病院乳幼児保育制度実施規程（昭和49年佐久市告示第29号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）